

滋賀県立学校LED照明器具更新業務仕様書

- 1 件名 滋賀県立学校LED照明器具更新業務
(その4 (滋賀県立彦根翔西館高等学校ほか5校))
- 2 対象施設
- | | |
|---------------|----------------|
| 滋賀県立彦根翔西館高等学校 | 彦根市芹川町 580 |
| 滋賀県立彦根東高等学校 | 彦根市金亀町 4-7 |
| 滋賀県立河瀬高等学校 | 彦根市川瀬馬場町 975 |
| 滋賀県立盲学校 | 彦根市西今町 800 |
| 滋賀県立鳥居本養護学校 | 彦根市鳥居本町 1431-2 |
| 滋賀県立甲良養護学校 | 犬上郡甲良町金屋 1798 |

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日までとする。

ただし工事は令和9年3月5日までに完了すること。

設置工事は、原則として学校運営に支障がないよう配慮すること。また、土、日、祝日および長期休暇中も可とするが、事前に施設管理者と協議し承諾を得ること。

作業時間は原則9時00分から16時30分までとし、準備および後片付けを含むものとする。なお、上記時間以外の作業も可とするが、作業を行う場合は事前に施設管理者と協議し承諾を得ること。

4 履行内容

(1) LED照明器具の内容

ア 調達する照明器具はすべて別紙対象箇所一覧に記載の基準品と同等以上の性能を有する新品の機種とすること。また、原則、形状、取付方法（直付、埋込等）、サイズ等は既設照明器具に応じたものとする。

なお、管球式LEDユニット交換による場合も同様とする。

イ 既設照明器具に非常灯機能がある場合は、交換後のLED照明器具も同等の機能を付加することとする。

ウ 原則、照明器具の製造元メーカー、型番の統一を図ること。なお、メーカーは一般社団法人日本照明工業会に正規会員登録されている国内事業者であること。

エ 照明器具は、IS09001（品質）の認証取得工場で製造されたものであること。

オ 照明器具は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。

カ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の製品とすること。

キ 生徒等の視線に光源が直接目に入ることがないように、まぶしさに配慮すること。

ク その他、学校環境衛生管理マニュアル（文部科学省）の「2 採光及び照明」、およびJIS規格に準拠すること。

ケ LEDの光源により不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとする。

（2）設置箇所

別紙「対象箇所一覧」および「配置図」で図示された箇所とする。

なお、既にLED照明器具が設置されているものは除くこととする。

（3）更新器具の設置方法

LED照明器具の設置にあたっては、原則として、既設の照明器具を撤去し、調達したLED照明器具を灯具ごと交換、設置することとし、スラブ面から吊りボルト等により取り付けること。

ただし、受注者が業務を行う中で、上記作業が困難であると判断された場合は、この限りでない。

（4）適宜、有資格者による石綿事前調査を実施するとともに、適切な措置を講ずること。

（5）既存照明器具の処分

取り外した照明器具、蛍光管、安定器およびソケット等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、適切に処分し、処分終了後には産業廃棄物管理票等の写しを滋賀県に提出すること。

なお、この業務において撤去する既設照明器具については、廃棄処分をする前にPCBの含有の有無を確認し、含有しているものについては施設管理者に引き渡すこと。

（6）LED照明器具の保証

初期不良等の施設に責任のない不具合については、メーカー保証期間に発生した場合、交換、設置まで適切に対応すること。なお、保証期間は本県が引き渡しを受けてから最低1年間とする。

5 施工条件

（1）契約締結後、速やかに施工計画書（施工体系図（施工事業者の資格がわかるものを含む）、設置器具の一覧（設置箇所、メーカー、型番、定格光束、消費効率、光源色）、工程表、メーカー作業手順書）を1部提出し確認を受けること。

（2）既設照明器具の撤去後、天井に設置跡（穴等）がある場合は補修すること。

（3）スイッチ類および配線は、原則として、既存を利用すること。

（4）梁等のため、電気配線ができない場合は、モール等を使用し露出配管とする。

（5）接地（アース）が必要な器具の場合は、関係法令に従い、適切に行うこと。

（6）施工にあたっては、メーカー作業手順書に従い、適切に行うこと。

その他、現在適用中の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書

(電気設備工事編)、「公共建築改修標準仕様書」、「公共建築工事標準図」によることとする。

- (7) 作業時間および日程は、学校と事前に協議の上決定すること。また、騒音等について周辺住宅等に十分配慮すること。
- (8) 工事用水および工事用電力は原則無償で利用可能とするが、継続的あるいは比較的大量に水および電力を使用する場合はその限りでない。事前に使用機器、使用場所、使用方法等について施設管理者と協議を行い、承諾を得ること。
- (9) 作業員用のトイレは、箇所等について学校と協議の上、利用できることとする。
- (10) 次の現地試験を行うこと。
 - ア 点灯試験 (施工前、施工後)
 - イ 照度測定 (施工前、施工後) : 設置したすべての屋内の箇所については、学校環境衛生管理マニュアル (文部科学省) の照度検査方法により測定すること。
 - ウ 絶縁抵抗測定 (施工前、施工後) : 分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁劣化がないことを確認すること。
 - エ 電流値測定 (施工前、施工後) : 照明電灯盤の電流値を測定すること。
- (11) 竣工後、速やかに完了届、完成図、設置器具の一覧 (設置箇所、メーカー、型番、定格光束、消費効率、光源色)、照明器具の出荷証明、施工前・施工時・施工後の確認困難な箇所等を撮影した施工写真、現地試験結果、取扱説明書および保証書の写し等をまとめて各1部提出すること。

6 その他

- (1) LED照明器具の設置に伴う、配線、器具の設置・保証対応、学校への取扱説明、学校との打合せ時記録作成、所轄官公庁などへの届出等、LED照明器具設置に関連するすべての経費が契約金額に含まれることとする。
- (2) 受注者が業務を実施する中で、本仕様書に記載する事項について変更する必要があると判断した場合は、変更が必要な施設名、変更内容、変更に係る見積金額、変更理由を記載した書面を滋賀県へ提出の上、別紙「業務変更指示書」による指示を受けること。
なお、業務契約書第12条に規定する契約内容の変更については、業務変更指示書に記載の内容に基づき、全施設の仕様が確定した時点で一括して実施することとする。
- (3) 工事が完了した時は、その旨を担当職員に報告し、立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
なお、更新した照明器具は取付完了後、引き渡しまで試行点灯するものとする。
- (4) その他、本業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は滋賀県と協議し、その指示に従うこと。

以上

別紙

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

滋賀県教育委員会事務局教育総務課長

業務変更指示書

滋賀県立学校LED照明器具更新業務仕様書第6（2）の規定に基づき、下記の業務に係る変更を指示します。

記

1. 変更対象施設名：

2. 変更内容

変更前	変更後	変更理由

上記の業務変更指示書について了承しました。

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 印

(注) 本指示書を複写したものに押印いただき、返却してください。